

西柘植地域まちづくり計画

『みんなで参加
みんなでつくる
西柘植の郷』

西柘植地域まちづくり協議会

2005年4月

目 次

P 1	まちづくり協議会とは
	これからどのようなまちづくりをめざしていくの
P 3	私たちのまちのすがた
	各部会のまとめ
	(1) 策定分野(分権・自治)・・・総務・振興部会
P 4	(2) (人権・同和)・・・人権・同和部会
P 7	(3) (健康・福祉)・・・健康・福祉部会
P 9	(4) (生活・環境)・・・生活・環境部会
P 10	(5) (教育・文化)・・・教育・文化部会
P 11	(6) (産業・交流)・・・産業・交流部会
P 12	計画の構成と期間
P 13	まちづくりのための主要なプロジェクト
P 14	新市への提案事項
P 15	分野別事業一覧表
P 19	参考資料 西柘植地域まちづくり協議会組織図
P 20	参考資料 西柘植地域まちづくり協議会規約

西柘植地域まちづくり計画

1・まちづくり協議会とは

市町村合併により行政エリアが大きくなつて、行政に私たちの声が反映されにくくなると言わ
れています。その為自治協議会をつくり「まちづくり」の視点から提言をしていく必要があります。今、分権・自治という時代の流れの中で、これからは私たちが自覚と責任を持って「住み
よい『まち』をつくっていく」必要があります。

各区では、自治会、老人会、子ども会、福祉ボランティア・児童委員、さらに目的毎の学習グ
ループや趣味を通じての各種サークルなど、いろいろな団体やグループが様々な活動を行つてい
ます。 ところが私たちの周りを見ると急速な社会の変化に伴い、高齢化・少子化、青少年の健
全育成及び地球規模の環境問題など広範囲で複雑化した地域課題がますます増えつつあります。
こうした課題を解決していくためには、それぞれの団体やグループが個別に活動するのではなく、
地域のあらゆる人たちが一体となり、意見を出し合い、ともに協力をして活動を展開していくこ
とが大切です。いざというときに一丸となれば大きな力となるでしょう。

そこで、地域の人たちの英知やエネルギーをひとつのものとし、小学校区を単位として、自治
会を中心としたながら地域で活躍する人たちの連携を図る組織が「まちづくり協議会」です。

「まちづくり協議会」は、コミュニティ活動を、さらに活発にし、効果的に繋り広げるために‘核’
になる組織であり、「西柘植地区まちづくり協議会」では、六つの専門部会(①分権自治②人権同
和③健康福祉④生活環境⑤教育文化⑥産業交流の各部会)に分かれ、区よりの推薦された人によ
り指針となる計画づくりを進め具体的アクションプランを協議して頂いてまいりました。

2・これからどのようなまちづくりをめざしていくの

これから地域形成の主役はあくまで住民であり、住民自ら考え、決定・実行しその責任も担
うという自立(自律)した「市民」が、行政との関係を、これまでの垂直的な関係から水平的、自
立的な対等・協力関係とし、これにより魅力ある地域づくりを進めようとしております。

この住民自治の仕組みを担保し、計画に盛り込まれた地域の方針を確かなものとするため、「伊
賀市自治基本条例」が市の最高規範として施行されます。

この計画は、住民皆さんのご意見を集約し、地域で出来ること。行政と連携して進めたい事。
新市総合計画に反映し行政で実施してほしいこと。に具体的な事項別に整理提案し、身近な課題か
ら実行しようとする計画です。

「まちづくり協議会」専門部会では、まちづくりの方向について議論を重ねて参りました。 こ
の計画を実行していくには、区の組織と専門的な見地から結成された各種目的別団体、そして意
欲のある個人の参加が大変重要となります。

その為の指針となる「まちづくりの目標」として

西柘植地域まちづくり協議会基本方針

『みんなで参加

みんなでつくる

西柘植の郷』

とし、地域住民全てがまちづくり活動に参画していくことを基本としております。
分野別目標は下記の通りとします。

分権自治の確立(総務・振興部会)

豊かなくらしを ともにささえる 郷づくり

人権同和対策の推進(人権・同和部会)

一人ひとりを 大切にする 郷づくり

健康福祉の推進(健康・福祉部会)

ふれあいと 潤いのある健康な 郷づくり

生活環境の再生(生活・環境部会)

自然と生活が 調和し安全安心な 郷づくり

教育文化の充実(教育・文化部会)

心豊かな人を育み 文化がいきづく 郷づくり

産業交流の促進(産業・交流部会)

安らぎを支える 基盤整備を進める 郷づくり

3・私たちのまちのすがた

本地域は、三重県の西北部にあり伊賀地方の東の玄関口であり、南東部には靈山(766m)がそびえております。まちの中心を北部から南西に向かって流れている柘植川とその支流では平野が開け農業が主な産業であったが、昭和40年名阪国道が開通し工業化が進み地域が大きく変貌してきました。

まちの歴史的背景は、明治の初期までは、6つの村(下柘植・愛田・樋岡・新堂・御代・柏野)で構成されておりましたが、明治22年の市制町村制に伴い、西柘植村となり昭和30年王生野村と合併し春日村となり昭和34年伊賀町が誕生しております。

地域は、大和街道の街道筋であったことから古くから発達し、豪族が城館を築き柏野城址・竹島城址他、寺院跡・神社跡が多く残されております。

自然環境は、靈山を中心に室生青山国定公園の豊かな自然が広がり、山頂付近には三重県の天然記念物である、アセビ・イヌツケの群生地があります。

靈山寺周辺は桜の名勝地で4月中旬には「さくらまつり」が盛大に開催されます。

交通網は、名阪国道・JR関西線・国道25号が東西につながり、沿線には公共施設(支所・ふるさと会館・公民館)大型店舗・大企業が進出しております。

まちの偉人として、御代で4代続いた医者の家系に生まれた橋本策博士は、ハシモト病を見した世界的な医学博士で開業医としても地域医療に大きく貢献されました。

また、法学博士の仁保龜松博士は法学の権威として尊敬され、地域の教育の振興に私財寄付し奉公会を創設し献身的な活動をされました。

4・各部会のまとめ

(1) 総務・振興部会・・豊かなくらしをともにささえる郷づくり

現状と課題

① 現 状

西柘植地区は、町の中心にあり集会施設やスポーツセンターなどまちの中核を担う公共施設が整備されてまいりました。

地域での事業はそれぞれの組織により伝統的に実施されているものの交流連携も少なく、経費の縮小・指導者の減少により事業実施にも陰りが見えております。

又、地域を支えてきた連帯意識も、高齢化・仕事の繁忙により顔を見合わせる機会の減少により疎外感が広がってきております。

② 課題

地域に根ざしたきめ細かい情報が少なくなっていくため事務局を中心とする情報を収集し、区域の皆さんに伝達する媒体を構築する必要があります。

高齢化により交通弱者が増加傾向にあり、通院・購買にも支障が出ており行政バスの路線延伸や充実が希望されております。

行政自治組織の改変により従来より事業実施方法等が変化していく中、地域の個性が生かされた計画・実践が行われるよう、区域に住む全ての住民参画と意識改革が求められております。

市町村合併により従来の区長会は自治会連合会の地域ブロック組織となり、区長の総意、連携が大切となります。また、まちづくり計画を実践するため、計画の周知指導体制がますます重要となります。

③ 基本方針

「みんなで参加」をテーマにすべての人が参画できるようにする。

- 活動の拠点整備・・・委員会、事務局の充実・情報の収集発信
- IT講習会の実施・・・子どもから高齢者の為のパソコン教室の開設
- 各世代の人材育成・・・研修会・情報交流会・女性・高齢者他
- 広報紙の発行・・・紙面・ホームページ・子ども情報
- まちづくり計画・・・区長の連携・指導

(2) 人権・同和部会・一人ひとりを大切にする郷づくり

現状と課題

① 現状

伊賀町における人権に関する施策や教育の推進は、今まで県下の先導的な役割を担い、人権尊重社会を実現する上で大きな成果をあげてきています。

しかしながら、本部会において議論を進めてきたように、同和問題をはじめ、外国人・障がいをもつ人達、高齢者、子ども、女性等にかかわる人権の課題が未だにたくさん残されています。そして、その背景として、住民の中に見られる「同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的な意識」などを指摘することができます。

また、その取り組みの過程で、地域に同和地区をもつ校区ともたない校区の住民の意識に温度差が生まれてきていることや、啓発や教育の取り組みそのものにも違いがあることを率直に認めなくてはなりません。

とりわけ、部落問題を身近な問題として捉えられない、部落問題への無関心、未だに根強く残されている同和地区への偏見や差別意識など西柘植地域として取り組むべき課題が明らか

かになってきました。

一方、自分たちの住む地区住民の意識の変容は自分たちの手で進めていこうとする動きもうまれてきています。「御代区人権を考える会」の取り組みには今後とも学ぶところが多いと考えています。

人権を考えるということは自分の生き方をより豊かにすることにつながります。他人の人権を守る取り組みは自分の人権を守り育てていくことになります。今後とも地域の課題を明らかにし具体的な啓発のあり方を検討し将来へとつなげていきたいと考えています。

② 課 題

(同 和 問 題)

今日、同和地区の実態は大幅に改善されましたが、差別意識の解消については必ずしも十分進んでいるとは言えません。昔ながらの非合理的で因習的な差別意識が根強く残されています。特に地域に同和地区をもたない西柘植地区においては、同和対策事業の推進に伴いねたみ差別という新たな差別意識を生んできています。また、人権問題・同和問題の研修会への参加が地区の役員等に限られ広がりが見られない現状もあります。 私たちは、同和問題の解決に向けて実態の把握、啓発のあり方など積極的に取り組んで行かなければならぬと考えています。

- ・ 部落問題を正しく知るための啓発のあり方
- ・ 同和対策事業に対するねたみ差別の払拭
- ・ 部落差別を温存し助長する慣習や風習の見直し

(外国人問題)

今日、我が国に在留する外国人が急激に増え、西柘植地域においても同様の傾向を示しています。そのため、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生し、外国人について根拠のない噂が広まったりといった問題も生じています。

また、在日韓国朝鮮人に対する偏見や差別も根強く残されています。

外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、尊重し、国際化にふさわしい人権意識を育していく必要があります。

- ・生活習慣の違いや言葉の壁を乗り越えた関係づくり。
- ・就労条件等の実態把握と改善
- ・外国人の人達の立場に立った情報の提供、サービスの充実
- ・在日韓国朝鮮人問題を正しく知るための啓発のあり方

(障がい者問題)

「障がい」者に対する無理解や偏見が社会全般に根強く残っており、「障がい」者の社会参加を阻んでいる状況にあります。今後も、「障がい」者が家庭や地域社会の中で自立した生活を営むためには、一人一人が障がい者問題に対する正しい理解と共感の場づくりを推進するとともに、地域ぐるみの社会福祉活動を推進していく必要があります。

- ・「障がい」者等ハンディキャップを持つ人々も共に安心して生活できる地域社会の形成。
- ・正しい理解と認識を育てる啓発活動の推進。
- ・交流を深める場づくりの推進。
- ・公共施設等のバリアフリー化

(男女共同参画社会)

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女雇用機会均等法などによって、男女平等の原則が確立されています。

しかし、現実には今なお、例えば「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会一般に根強く残っています。そして、このことが様々な男女差別を生む原因となっており、男女の実質的な平等が実現されているとはいえません。

人為的につくられた「男らしさ」、「女らしさ」といった「性差」にとらわれずに多様な人生を選択できる社会を実現するため、努力していくことが必要であると考えています。

- ・性別による差別的取扱いの排除。
- ・男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善。
- ・女性のあらゆる分野への社会進出の推進。

③ 基本方針

○私たちの日常の生活の中にある不合理や矛盾に目を向けた取り組みを進めています。

- ・部落差別や女性差別を助長し温存する風習や文化についての学習
- ・地区役員等の意志決定機関への女性の参画
- ・バリアフリーの視点からとらえた生活空間の見直し

○人権問題を自分自身の問題として捉えられていくような取り組みを進めています。

- ・聞く学習から見て体験する学習会（フィールドワーク等）の実施
- ・差別のいたみに共感できる人権学習会の実施
- ・学校、地域、行政が一体となった啓発活動の推進（モデル地区別懇談会等）

○人権問題が地域に住むより多くの人達が参画していくような取り組みを進めています。

- ・年代別人権学習会の実施
- ・子どもと大人が学び会う人権学習会の実施
- ・サークル活動等での人権学習会の実施
- ・住民参加でつくる啓発看板・啓発ポスターづくり
- ・住民参加でつくる人権情報誌の発行
- ・他地域で行われている研修会への参加

○出会うことからつながることへ。お互いが分かり合える交流の場を創造していきます。

- ・異文化理解のための交流会の実施
- ・部落問題を理解するための交流会の実施
- ・障がい者理解のための交流会の実施

- ・地域で行われる様々の行事に人権の視点を織り込んでいくこと
- 人権文化を根付かせていくための拠点作りを進めています。
- ・人権に関する相談機能をもつセンターづくり
 - ・人権資料の収集と活用
 - ・人権教育の指導者を養成する研修機能の充実

(3) 健康・福祉部会・・ふれあいと潤いのある健康な郷づくり

現状と課題

① 現 状

○ 福祉需要の高度化、多様化により支援内容が多分野にわたってくるなかで福祉、保健、医療、教育等さまざまな関係機関との連携・協力が必要となっています。

今後は、これまで以上に地域住民やボランティア等の参加を得て身近な地域を基盤とした支援体制のネットワーク化が必要であり、専門機関をはじめ関連組織等との連携を進めていくことが重要です。

② 課 題

私たちは日常生活のなかで、支え合い助け合いにより暮らしていますが、隣近所にはまだまだ支援を必要としている人たちがいます。

- ・一人暮らしの高齢者がいます
- ・子育てに悩んでいる母親がいます
- ・介護に困っている家族がいます
- ・寝たきり老人のいじめがあります
- ・虐待を受けている幼児がいます
- ・いじめを受けている児童がいます
- ・地区のなかで知らない人がいます

しかし、このような活動は一人で担うものではなく、地区住民や団体の参加により協働していくことが必要であり、また地域の目に見える活動が重要です。

③ 基本方針

誰もが住み慣れた地域で安心して生涯を過ごしたいと願っています。健康で幸せな暮らしを支えるために、私たちは地域に根ざした支援を積極的に展開します。

○ 健康・福祉活動の目標

- ・地域住民参加による、健康・福祉のまちづくり

- ・ 地域組織やボランティアによる健康・福祉の増進
- ・ 地域での福祉資源の活用と支援
- ・ 利用者の権利を擁護した福祉サービスの提供
- ・ 住民の声を聞き行政施策に反映する活動
- ・ 小地域での支え合い、助け合い活動への支援

○ 健康・福祉活動の方向

プラン1 ー 地域福祉の推進

健康・福祉のまちづくり事業は地域住民が共に支え合い、助け合い交流することにより住民の連帯感を高め、地域の特性に応じた福祉サービスを住民参加により自主的に推進し、活力のある福祉社会を創造することを目指します。

- ・ 地域住民の福祉への理解と参加の促進
- ・ 地域福祉支援ネットワークづくり
- ・ いきいきサロンのすすめ

プラン2 ー 高齢者、障がい者福祉サービスの充実

これから地域福祉は、個人の選択を尊重し質の高いサービスの提供と個人の自立した生活を総合的に支援するための地域福祉の展開を目指して推進していくかなければなりません。

- ・ 高齢者や障がいをもつひとが暮らしやすい地域づくり
- ・ 相談支援活動の強化推進
- ・ 地域ボランティアの組織化と活用
- ・ 地域住民、ボランティア等福祉の担い手に対する情報・知識・技術の支援

プラン3 ー 児童福祉の充実

子どもをとりまく問題は、子どもだけの問題ではありません。子どもを囲む家族や近隣地域社会の様々な要因が子どもに影響を与えています。

子どもたちの健全育成のためには、子どもたちに対する地域住民の理解を深め、子育て支援のための地域での大人たちの組織的なネットワークづくりが重要です。

- ・ 地域ぐるみで児童、生徒の健全育成支援
- ・ 住民みんなで「あいさつ」運動
- ・ 児童との世代間交流の実施と子どもの心が触れ合う「場」づくりの推進

プラン4 ー 福祉施設の充実

在宅福祉を中心に小地域での活動の拠点づくりが必要である。地域の誰もがいつでも利用できる施設や、安心して集まることのできるふれ合いの場づくりを推進します。

- ・ 活動の原点「場」づくりの推進
- ・ 地区施設の利用と活動拠点づくりの推進

プラン5 ー 健康づくりの推進

自分の健康は自分で守るというのが健康づくりの基本であり、誰しも健康でありたいと願っています。年を重ねるごとに健康の大切さを痛感し可能な限り自立した豊かな生活を維持していきたいものです。

- ・ 健康で活力ある地域づくり
- ・ 地域に密着した健康づくり指導員の育成確保
- ・ 子どもの生活習慣病予防教室の開催

プラン6 ー 病院・医療の充実と福祉サービスの推進

保健・医療と福祉は地域にとって深く関わっていかなければなりません。たとえ今健康であっても、いつ病気になったり、介護を必要とする状態になるかわかりません。このようなときに高齢者や障がいをもつ人に対し必要な支援として保健・医療・福祉サービスがあります。しかし多くの高齢者は福祉サービスの制度について周知していません。従って、利用者のニーズにつながるサービスの仕組みづくりが必要です。

- ・ 医療福祉の充実で老後の安心を
- ・ 住民一人ひとりが選択できる医療機関の情報提供
- ・ 所在病院との連携

プラン7 ー 活動の基本的な取り組み

常に地域の福祉課題をとらえ、自らの活動を記録し点検・評価、目的意識を持って活動することが重要です。

- ・ 地域の福祉実態を把握
- ・ 目標の設定と活動計画
- ・ 活動の点検・評価、新たな活動に取り組む

(4)生活・環境部会・・自然と生活が調和し安全安心な郷づくり

現状と課題

① 現 状

豊かな緑の山並みと川の流れの美しい西柘植地区ですが、河川敷や林道沿線では心無い人によるごみの不法投棄やポイ捨てが後を絶っておりません。ごみ処理においても、分別が義務付けられているもののまだ徹底されているとはいえない状況にあります。

また、各地で連日のように発生している悲惨な事件や事故、地震や台風などによる被害を、マスコミ報道等で目の当たりにする私たちにとって「みんなが安心して暮らせる安全なまちづくり」が日常生活にとって重要な課題であります。

三重県全域は、東南海・南海の地震防災推進地域に指定(H15.12.17)されており、地区単位の自主防災組織も立ち上げられております。しかし、総合防災・防災訓練が不十分であり、近隣住民同士の連帯意識も希薄化してきており、有事での不安を抱えております。

こうしたことから、地域住民の安全に対する関心が近年ますます高まってきております。

② 課題

- 自然環境・景観の保全と環境美化の取り組み
- ごみの減量化と正しいごみ処理方法の徹底(循環型社会の構築)
- 犯罪や災害に強いまちの基盤の整備
- 地域のふれあいと連携
- 森林の適正管理

③ 基本方針

1・自然と調和し、まちも心も明るい環境づくり

- 花壇づくり・立看板・草刈
- ごみ収集分別のマニュアル作成と住民徹底
- 河川のごみの撤去と生活廃水の指導による「自然環境の取り戻し」

2・安全で安心して暮らせるまちづくり

- 各地区(区民以外の人を含む)防災防犯マニュアルを作成し住民に徹底
- 夜間防犯灯の見直しと設置
- 消防ホース等の点検(耐圧・破損等)整備

3・『おたがいさま』の気持ちがささえる思いやりと助け合い

(5) 教育・文化部会・・心豊かな人を育み文化がいきづく郷づくり

① 現状

世の中には、物があふれて便利になっていく一方であるが、それとともに人間性・人格面において貧しさが露骨に表れてきている昨今であるように思う。

人間本来のまごころや思いやりが失われつつある中で、今まで考えられなかった問題が出てきているのは、教育力の大きな欠如であり一人ひとりがしっかりと自己のあるべき姿を見出しえない悲しさである。

これは、学校教育というよりも、人間性を育むべき家庭教育・地域教育の中でお互いのつながりがなくなっていることに問題があるようだ。

② 課題

- 家庭教育がおろそかにされている（目下最大の課題）
- 学力の低下が言われている中で、発想の転換ばかりを目指すのではなく、基礎・基本をしっかりと身につけることがなくてはならない。
- 多忙な生活を見直し、教育・文化の面でも、量より質の向上を考えなければならない。
(時間の使い方の工夫)。
- 親と子の接する時間の確保とお年寄りを敬う心がなくてはならない。

③ 基本方針

- 一人の人間として真摯に生きる姿勢がなくてはならない。（努力することの大切さ）
- 日々の生活の中で、お互いのつながりを大切にし思いやりの心を育てる。
- 教育の根本は書に親しむ心であり、読書教育を充実させる必要がある。
- 子どもからお年寄りまで、生涯学び続けていく姿勢がほしい。
- お年寄りの経験と若い人たちの力など、それぞれの立場に応じた力量に期待する。
 - ※地域のエキスパートに期待する
 - ※スポーツなどでは、若い指導者の育成が大切である。
 - ※地域全体を巻き込んだ取り組みを大切にする。
- 大人は自分たちの姿が子どもを育てるということを自覚する。

⑥ 産業・交流部会・安らぎを支える基盤整備を進める郷づくり

① 現状

四季折々の美しさが映える靈山、その風景は人々の心を和らげ、冬おろしの厳しさは人の心を強くした。そんな環境から生まれた伝統・文化・産業は人のつながりを広げ地域を盛り上げてきたのです。しかし今日、時代の変化から産業を担ってきた農業従事者は減少し、その為荒廃した農地や山林が増えていることや、少子高齢化により担い手や後継者の育成が深刻な問題となっています。さらに伝統行事や世代間交流なども縮小し、近所付き合いも疎遠になるなど地域の持つ昔ながらの魅力が激減しています。

こうした中、桜の名勝地「靈山寺」には他地域から多くの人が訪れ、4月には靈山さくらまつりが盛大に行われております。自然と人とが交流できる機会であり、まちづくりの一つの柱として継続していくことが望まれます。

また、新たな視点では在留する外国人が急増し身近なところでも会う機会が多くなったこと

が考えられます。実際、どのように接すればよいか戸惑いはありますが、共存・共生、交流などグローバル感覚あふれるものとなるよう展開していく必要があります。

以上のようなことを考えると、広域的なインフラ整備より高まった利便性を産業、観光、交流に充分活かすことが活気ある地域づくりの展開にもつながるものと考えられる。

② 課題

魅力と活気ある地域づくりには「人」と「自然」が最大の資源であり、原点となるものです。人と自然を中心とし、産業、観光そして交流が連携していくような基本方針の決定が課題である。

③ 基本方針

○地域に根ざす産業を関連し活気にみちたまちづくり

1. 農林業の振興
2. 観光・レクリエーションの振興

○ふれあい交流活動を活かした心豊なひとづくり

1. 世代間・地域内交流の充実
2. 国際交流推進体制及び外国人が生活しやすい地域環境づくり

○近郊都市との有機的連携を図り地域の活性化につなげる

1. 道路、交通網の整備
2. インターネット・ホームページなどによる広報活動の展開

5・計画の構成と期間

この計画は、伊賀市自治基本条例に基づき区域に住まいするあらゆる住民が自由に参画し、地域内住民の意思決定として生活福祉向上の為「まちづくり計画」を策定するものです。

「住民主体のまちづくり・住民と行政との協議・新市総合計画への反映」に分類しそれぞれ短期(3年)・中期(3~7年)長期的(7年以上)展望にたち、策定委員により策定された計画です。

この計画の改定及び具体的な実施運営方法等については、西柘植地域まちづくり運営委員会で協議の上決定するものとします。

6・まちづくりのための主要なプロジェクト

まちづくりのための基本方針及び基本目標を達成するため、次の事業を当面の課題とし重点的に行政と協働して実施していきます。

項 目	実 施 事 項
① 情報化の推進	(情報紙・ホームページ)
② まちづくり協議会の運営	(事務局の充実・資金確保・公共施設管理)
③ 地域間交流	(地域行事の一元化・区間の連携)
④ 女性の地域社会での活動	(女性の習慣や制度の見直し・意思決定機関に参画)
⑤ 人権・同和教育の充実	(研修会・指導者の育成・交流会・ 男女共同参画型地域の形成)
⑥ ボランティアの育成強化	(NPOの立ち上げ・おたがいさま組織)
⑦ 高齢・障がい者支援対策	(お出かけサービス・声かけ・話し相手・安否情報)
⑧ 介護予防活動拠点施設の活用	(ボランティア・健康教室・地域活動)
⑨ 住民参加の地域福祉のまちづくり	(地域住民の福祉への理解と参加の呼びかけ)
⑩ 関係機関、施設、団体との 連携協働活動の推進	(まちづくり協議会との連携と協力)
⑪ 福祉サービスの周知の利用促進	(高齢者等サービスを必要とする人たちに情報の 提供と支援)
⑫ 環境保全のための快適空間づくり	(道路草刈・植樹・花壇・転作田の活用)
⑬ 靈山さくらまつりの実施	(企画・運営・模擬店)
⑭ 地域防災	(区外の人にも自主防災組織活動参加)
⑮ 青少年健全育成	(声かけ運動・パトロール・交流会)
⑯ 地域スポーツの振興	(子どもクラブへの支援・地域運動会の開催 ・スポーツクラブの充実)

7・新市への提案事項

快適環境を創造するため、まちづくり計画に基づき下記事項について新市の総合計画及び各種の計画へ反映を頂くため提案要望するものとします。

- ① バス対策の充実「行政バス」（高齢者・交通弱者対策）
- ② JR 関西本線の電化
- ③ 循環型社会の構築（リユース・リサイクル）
- ④ 河川整備（治山・治水・砂防）
- ⑤ 道路のバリアフリー化（交通安全対策・外灯）
- ⑥ 伊賀産品のブランド化（米・牛・野菜）
- ⑦ 児童福祉の充実（子育て環境整備、多機能保育や学童保育、夜間小児救急医療）
- ⑧ 地域福祉対策（福祉機器導入、人材育成）
- ⑨ 東南海地震対策
- ⑩ 公共施設・新堂駅のバリアフリー化（高齢者・障がい者対策）
- ⑪ 高齢者対策
- ⑫ 里山保全等（生態系の保持・適正管理）
- ⑬ 公共施設整備（スポーツ施設・図書館・学校施設）

分野別事業一覧表

2005年4月

分野別		実施主体・時期		実施主体		実施時期		
				住民	住民と行政	行政	短期	中期
	(1)分権自治の確立 ～豊かな暮らしをともに支える郷づくり							
1 情報	①広報紙の発行 ②高齢者パソコン教室 ③情報の共有化 ④行政から情報提供			○			○	
2 自治	①あいさつ運動の定着 ②行政の意識改革 ③まちづくり協議会事務局の充実 ④まちづくり協議会拠点施設整備 ⑤行政と地区別懇談会の実施 ⑥各種補助金の見直し ⑦自治会まつり(学校の運動会) ⑧自治センターの充実 ⑨記念植樹 ⑩各まちづくり協議会間の情報交換 ⑪シルバー世代の積極的な組織参画 ⑫まちづくり活動の人材確保			○		○	○	
	(2)人権同和対策の推進 ～一人ひとりを大切にする郷づくり							
1 同 和 問 題	①人権教育のための国連十年実施プランに参加 ②人権情報誌の発行 ③差別をなくす取り組みの交流会の実施 ④啓発看板の設置 ⑤地域と学校の連携した取り組み ⑥相談窓口の設置 ⑦推進委員を中心としたフィールドワークの実施 ⑧メディアでの啓発			○		○		
2 外 國 人	①外国人に文化の違いを理解しあう交流会の実施 ②パンフの発行や案内板の設置 ③人権情報誌の発行 ④相談窓口の設置 ⑤在日韓国・朝鮮人問題に対する学習会の実施			○		○		

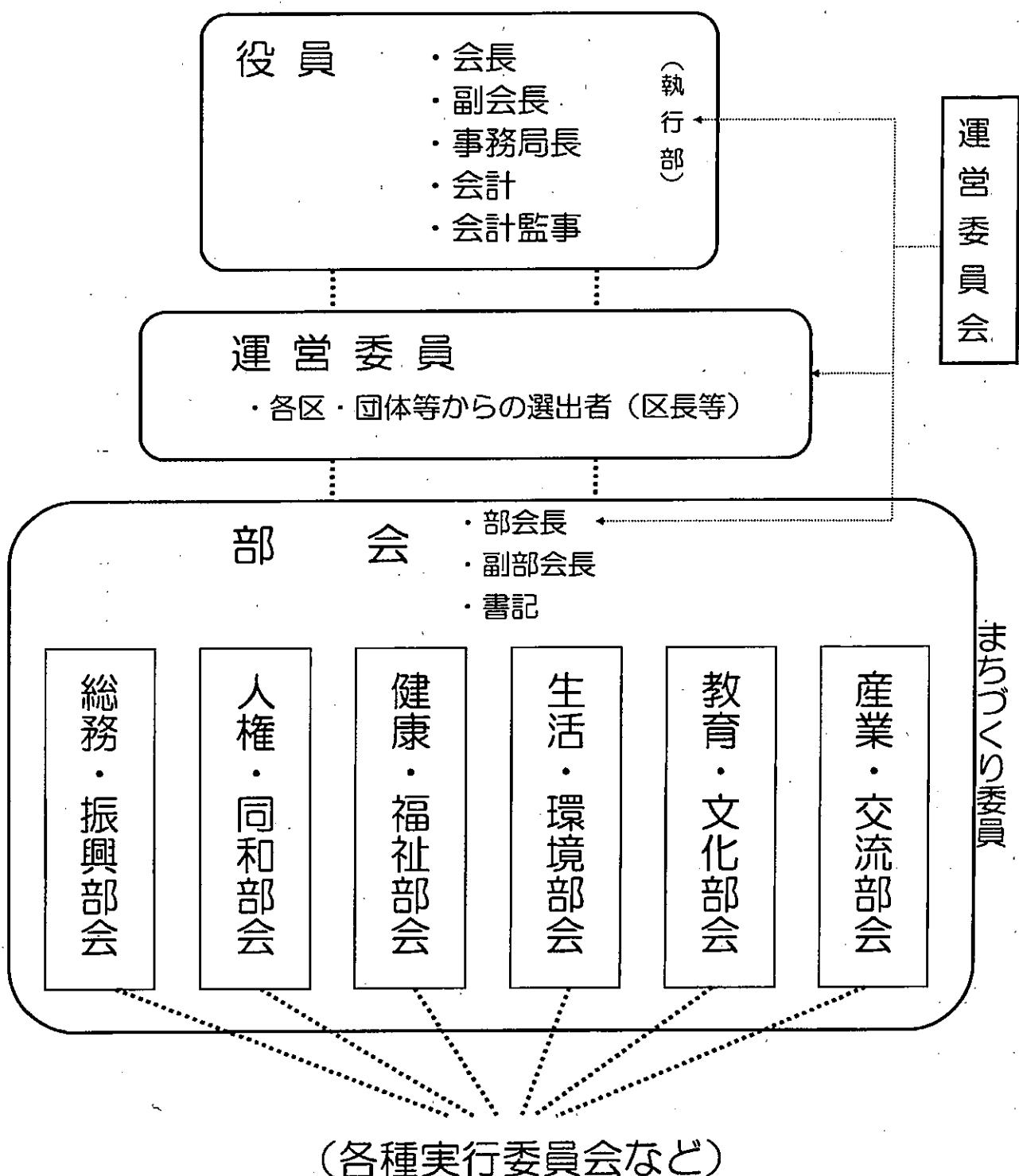
	分野別	住民	住行	行政	短期	中期	長期
3 障 が い 者	①障がい者と日常生活の中での交流 ②障がい者に対する理解と認識を深める学習会 ③地域マナーの発行 ④障がい者高齢者が使い易いトイレの設置 ⑤公共施設のバリアフリー化 ⑥柘植・新堂駅のバリアフリー化	○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
4 男 女 共 同 参 画	①区役員等に女性の参画を各区で進める ②意思決定機関への女性の参画を図る ③各種委員に女性の登用を進める	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○		
	(3) 健康福祉の推進 ～ ふれあいと潤いのある健康な郷づくり						
1 地 域 福 祉	①住民参加の地域福祉のまちづくり ②地域で助け合い、支えあうためのネットワークづくり ③小地域での支え合い、助け合い活動支援		○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	
2 高 齢 者	①高齢者や障がいをもつひとが暮らしやすい地域づくり ②相談支援活動の強化推進 ③地域福祉の担い手としてのボランティアの活用 ④支援を必要とする地区並びに個人や世帯の的確な把握 ⑤福祉サービス利用に関する情報の提供		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
3 児 童 福 祉	①子育て支援体制の充実、育児相談の実施、交流の場づくり ②住民みんなで「あいさつ」運動 ③児童・生徒との世代間交流の推進		○ ○		○ ○	○ ○	
4 福 祉 施 設	①活動の原点「場」づくりの推進 ②各地区拠点施設の利用に対する支援体制の推進		○		○ ○	○ ○	
5 健 康 づ く り	①健康で活力ある地域づくり ②地域に指導員の育成確保 ③いきいき健康教室、成人病予防料理教室の実施 ④子どもの生活習慣病予防教室の実施		○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	

	分野別	住民	住行	行政	短期	中期	長期
6 医療福祉	①医療機関との連携 ②子どもの救急医療体制整備の推進 ③生活用具等福祉サービスを選択利用できる体制の整備	○ ○		○ ○	○ ○		
(4)生活環境の再生	～自然と生活が調和し安全安心な郷づくり						
1 環境	①環境美化清掃・花壇づくりの推進 ②環境・防災・防犯再点検とパトロール ③循環型社会システム構築 ④環境セミナーの開催 ⑤水道水源の保全管理 ⑥美化推進強化区域の設定 ⑦自然環境の保全		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○		
2 整備	①靈山周辺整備と植樹 ②靈山寺までの山道整備と公園化 ③避難場所整備 ④河川敷の整備(水辺空間づくり) ⑤既設道路のバリアフリー化 ⑥ホタルが繁殖する水路づくり ⑦里山環境整備	○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○		
3 生活	①ごみの分別・搬出運動・ぽい捨て啓発 ②ペットの確実な糞処理 ③公共施設を大人・子どもの交流の場として開放 ④祭りの企画実践 ⑤生活改善運動の実施	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		
4 防火防犯	①自主防災組織(研修会・訓練・点検・マニュアル) ②消防防災の充実 ③防犯対策の充実		○ ○ ○	○ ○ ○			
5 交通	①交通安全対策 ②新堂駅のバリアフリー		○ ○	○ ○			
(5)教育文化の充実	～心豊かな人を育み文化がいきづく郷づくり						
1 学校	①学校サポーターの支援 ②地域教育・文化、スポーツイベント、学校行事の見直し ③危険要注意箇所の再確認 ④就学者対象とする家庭内外安全確保 ⑤空き教室の利用 ⑥総合学習の支援	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○		

	分野別	住民	住・行	行政	短期	中期	長期
2生涯	①図書コーナーの構想、計画、意見交換会の開催と要求 ②生涯学習について ③学校家庭教育の充実 ④未就学者対象とする家庭内外安全確保 ⑤地域教育 ⑥地域内利用可能施設の積極的利用促進	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
	①スポーツ振興への積極的取り組み ②子どもスポーツ活動の支援 ③地域スポーツクラブの育成		○ ○ ○		○ ○ ○		○
	①郷土の歴史文化への関心度の認識 ②郷土芸能の保存 ③文化財の保護継承	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○		○
	①青少年の健全育成 ②家庭教育の推進 ③パトロールの実施	○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○		○
	(6)産業交流の促進 ～安らぎを支える基盤整備を進める郷づくり～						
	①農産物の伊賀ブランド化 ②農業の担い手の創出・観光型農業の推進 ③森林の適正管理 ④環境に優しい農業手法の確立 ⑤減反田の活用	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○
1農林業	①伊賀産物の地産・地販の実践(フリーマーケット) ②積極的な企業誘致 ③霊山「さくらまつり」の企画運営 ④霊山休憩所の活用	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○
2観光	①身近な外国人との交流 ②郷土料理コンテスト ③文化交流会	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○
3国際化	①関西本線の電化 ②行政バス路線の見直し(延伸)			○ ○	○ ○		○ ○
4交通							

[参考資料]

西柘植地域まちづくり協議会組織図（平成17年度現在）



[参考資料]

西柘植地域まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、西柘植地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、「私たちの地域はわたしたちでつくる」という住民主権の自治・地域活動の指針及び地域の課題を行政に反映するため、西柘植地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定及び改正し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的として組織する。

第2章 組 織

(組 織)

第3条 この協議会は、西柘植小学校区を単位として、その地域に在住する全ての住民をはじめ、校区に所在する団体・企業及び全ての生活者を対象として参画を募るものとする。

2 この協議会は、第4条に定める役員及び第5条に定める運営委員及びまちづくり委員により企画運営を行うものとする。

第3章 役 員 及 び 委 員

(役 員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監事 2名

2 役員は、協議会委員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

3 この協議会に参与及び顧問を置くことができる。

(委 員)

第5条 協議会に次の委員を置く。

(1) 運営委員

(2) まちづくり委員

- 2 運営委員は、西柘植地域の区長及び地域活動に参加する各種団体から世話人(区長)が推薦した委員とする。
- 3 まちづくり委員は、一般公募及び運営委員の推薦によるものとする。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、協議会全般の事務について総括運営し運営委員会の連絡調整を図る。
- 4 会計は、協議会の会計事務にあたる。
- 5 会計監事は、会計の監査にあたる。

(委員の職務)

第7条 運営委員は、協議会を企画運営し地域住民への広報活動を行うものとする。

- 2 まちづくり委員は、専門部会において「まちづくり計画」の策定及び実践活動の企画立案を行う。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 棟欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 機 関

(機 関)

第9条 この協議会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 運営委員会
- (3) まちづくり専門部会

(総 会)

第10条 総会は、4条に定める役員、第5条に定める委員により原則として年1回開催し、地域の総意に基づいた事業計画・予算・規約・まちづくり計画等について審議するものとし、会長が召集する。

- 2 総会は、構成者の過半数の出席(委任状を含む)により成立する。
- 3 総会の議長は出席委員の中から選出する。
- 4 総会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会)

第11条 委員会は、協議会の連絡調整を図る為、4条に定める役員、運営委員及び専門部会長による委員をもって構成する。

- 2 委員会は、協議会の企画運営・広報啓発及び計画策定・部会の提案する事項等について審議するものとする。
- 3 委員会は、会長が招集するものとする。

(まちづくり専門部会)

第12条 部会は、第5条に定める運営委員・まちづくり委員をもって構成する。

- 2 部会は、次の6専門部会により構成するものとし、まちづくり計画を策定及び改正し計画実践のための企画運営を担当するものとする。

- (1) 総務・振興部会
- (2) 人権・同和部会
- (3) 健康・福祉部会
- (4) 生活・環境部会
- (5) 教育・文化部会
- (6) 産業・交流部会

- 3 部会を円滑に進行させるため、各部会に部会長・副部会長・書記を置くこととし、選出方法は委員の互選とする。

- 4 部会は、地域内の住民等から意見の申し出がある場合適時参画させなければならない。

(公聴会)

第13条 地域に存在する全ての住民のニーズを協議会活動に反映させる目的で、公聴会を必要により開催するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、伊賀市下柘植702番地に置く。
 - 3 事務局に、必要により運営委員会で決定し、事務局員を置くことができる。

第6章 会計及び会計監査

(会計)

第15条 この協議会の経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入を以って充てる。

2 この協議の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 この協議会の会計監査は、会計帳簿及び収入支出の状況を監査し、総会に報告するものとする。

第7章 捕則

(規約の改正)

第17条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならぬ。

(その他)

第18条 この規約に定めのない事項は、その都度協議の上決定する。

附 則 (設立総會議案第1号)

この規約は、平成16年3月25日から施行する。

改 正 平成17年6月3日

[中間報告] 2004年10月29日

[初 版] 2005年 4月 1日

[改版第1刷] 2005年 12月 1日

編集・発行

西柘植地域まちづくり協議会

事務局 〒519-1412

三重県伊賀市下柘植 702 番地

西柘植地域まちづくり協議会事務所

電話・FAX 0595-45-1101

E-mail [nisituge@ict.ne.jp]